

経済的単一体説と公正価値測定

—段階取得の会計処理の根拠に着目して—

山下 奨^a

要 旨

FASB (1991) では、経済的単一体説のもとで、段階取得における従来投資の再測定が提案されていた。一方で、FASB (2007) 等では、この段階取得における従来投資の再測定は、経済的単一体説ではなく、支配と公正価値測定原則によって導かれている。本稿では、FASB (2007) と異なる根拠を採っているように見られる、FASB (1991) における経済的単一体説に基づく段階取得における従来投資の再測定の根拠を再検討し、段階取得における従来投資の再測定をめぐる FASB (1991) と FASB (2007) 等の根拠の関係等について検討している。

本稿では、経済的単一体説と親会社説の差異を表すといわれる非支配株主持分への焦点は、段階取得における従来投資の測定とは直接関係しないことを示している。むしろ、100%段階取得と100%未満段階取得において100%一括取得をベンチマークとして資産負債を認識することになる FASB (1991) の経済的単一体説は、支配獲得時において企業集団全体の資産と負債（およびそれらの差額としての資本）が重視されており、全部連結を示唆する支配概念に加えて、暗黙裡に公正価値測定を含んでいることを指摘している。

さらに、本稿では、経済的単一体説に基づく段階取得の従来投資の再測定の検討を通じて、FASB (2007) 等の公正価値測定原則が突然出てきたものというよりも、FASB (1991) の経済的単一体説に萌芽が見られ、FASB (1991) の経済的単一体説のもとで暗黙裡に採用されていた公正価値測定が、FASB (2007) 等の公正価値測定原則としてより広範に自律的に機能することになったと考えられることを指摘している。

JEL Classification Codes : M41

キーワード：段階取得、経済的単一体説、公正価値測定、非支配株主持分、従来投資

1 はじめに

連結財務諸表上、複数の取引で段階的に被取得企業の支配を獲得するような段階取得について、2007年に米国財務会計基準審議会（FASB）から公表された財務会計基準書（SFAS）改訂第141号「企業結合」（FASB 2007）、2008年に国際会計基準審議会（IASB）から公表された国際財務報告基準（IFRS）改訂第3号「企業結合」（IASB 2008）、2008年に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2008a）および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2008b）では、被取得企業に対する従来投

資を企業結合日の時価で再測定し、そこから生じる差額を損益に含めることが求められている¹。この連結上の段階取得の会計処理については、ある意味で国際的な会計基準間でのコンバージェンスがなされているが、再測定の要否や巨額となりうる損益に関する懸念等が表明されているところである²。

このような FASB (2007) および IASB (2008) (以下、FASB (2007) 等とする) で基準化された段階取得における従来投資の再測定および再測定差額の損益認識は、1991年に FASB から公表された討議資料「連結方針及び連結手続」（FASB 1991）における提案に遡ることができる³。FASB (1991) では、親会社説と経済的単一

a 武蔵大学経済学部 准教授

¹ 同様の規定が現行基準（FASB-ASC Topic 805; 企業会計基準委員会 2013; 2019 等）でも定められている。なお、日本基準では、連結財務諸表と個別財務諸表とで別の規定が置かれており、いわゆる連単分離の取扱いがなされている。連結財務諸表上の規定のみが FASB (2007) および IASB (2008) の規定と同様のものになっている。

² たとえば、梅原 (2017)、大雄 (2018)、菊谷 (2017)、小阪 (2014)、斎藤 (2019)、澤井 (2018)、田中 (2016) (2017)、辻山 (2013)、山内 (2010)、山下 (2009) (2016) 等で、懸念や再考の余地があることが述べられている。

³ 先行研究では、FASB (1991) とされることもしばしばであるが、主著者から Pacter (1991) とされることもある。

体説等の連結基礎概念と連結会計における具体的な会計処理等の関係が整理されている。とりわけ、親会社説と経済的単一体説の差異の焦点は、非支配株主持分にあるとされている（FASB 1991, 63項）。段階取得における従来投資の再測定も、この非支配株主持分への焦点で説明しうるのであろうか。

段階取得については、経済的単一体説（全部のれん方式）のもとで、従来投資の再測定が行われ再測定（保有）損益が認識される会計処理が示されていた（FASB 1991, 91項；92項等）⁴。しかし、そのような経済的単一体説と整合的なはずのFASB（2007）等の基準本文および結論の根拠には、経済的単一体説の採用の議論はおろか、経済的単一体説に関する記述そのものが存在していない⁵。山下（2018）では、FASB（2007）等において、支配概念のほか、公正価値測定原則が代わりに採用されることによって、段階取得における従来投資の再測定が導かれていることが示されている。

経済的単一体説がFASB等で明示的に扱われなくなった理由の1つとして、最初に決めるべきと考えられる報告主体に関する定義や概念について基準設定の場で合意することの困難性が挙げられる。連結基礎概念が本格的に議論された1990年代の米国において、すでにそのような状況であったとされる（Pacter・小野1993, 55等）。さらに、他の理由として、川本（2002）や高須（1998）等で指摘されるような連結基礎概念自体の曖昧さが挙げられる⁶。たとえば、川本（2011）等では、経済的単一体説から、段階取得時の投資と資本の相殺消去にあたって一括法が用いられることが論理的に導かれるとされているが、親会社保有の従来投資の再測定までは述べられていない。FASB（1991）において経済的単一体説のもとでの段階取得の会計処理が示されているが、従来投資の再測定に関する理由は必ずしも明確ではないところがある。

本稿では、このような問題意識から、段階取得における従来投資の再測定について、FASB（2007）等の規定や、FASB（1991）における経済的単一体説による提案等を

概観したうえで、FASB（2007）等における公正価値測定原則との関係を含めて、FASB（1991）における経済的単一体説の意義について改めて検討を行うことを目的とする。その結果、FASB（1991）における経済的単一体説が支配概念のみならず公正価値測定も暗黙裡に含んでいたことを明らかにしていることが本稿の特徴である。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では、段階取得に関するFASB（2007）等の規定とその根拠を概観する。第3節では、FASB（1991）における経済的単一体説と段階取得等の会計処理を概観する。続く第4節では、段階取得の取扱いに焦点を当てて、FASB（2007）等における公正価値測定原則との関係を含めて、FASB（1991）における経済的単一体説の意味を再検討する。最後に第5節では、結論を述べる。

2 FASB（2007）等における段階取得の規定とその根拠

2.1 FASB（2007）等における段階取得の規定

FASB（2007）等において、段階取得に関する規定が定められている。そこでは、段階取得は、取得日の直前に持分を保有していた被取得企業の支配を取得する取引とされており、具体例として、20X1年12月31日に、企業Aは企業Bの非支配株主持分を35%保有しており、その日に、企業Aは企業Bの持分の40%を追加購入し、企業Aは企業Bの支配を得るといった取引が示されている（FASB 2007, 47項；IASB 2008, 41項）⁷。この段階取得においては、以前に保有していた被取得企業の持分を、取得日公正価値で再測定し、それにより利得又は損失が生じる場合には、当該利得又は損失を、適宜、純利益（純損益）又はその他の包括利益に認識しなければならないとされている（FASB 2007, 48項；IASB 2008, 42項）⁸。従前は、投資ごとの原価の累積をもとに取得原価が算定されていた（FASB 2007, B198項；IASB 2008, BC198項）。

このことについて、結論の背景において、FASBとIASBは、企業に対する非支配投資の保有から、当該企

⁴ FASB（1991）では、経済的単一体説のもとで、全部のれん方式と購入のれん方式の両方が示されている。

⁵ 向（2008）や川本（2009）にも同様の趣旨の指摘がある。山下（2017）では、米国基準やIFRSでは資産負債アプローチ等のおかげで大きな議論を避けて暗黙裡に経済的単一体説を採用することができた可能性があること等を示している。

⁶ 小形（2005）では、全部のれん方式について、経済的単一体説だけからではなく、親会社拡張説の拡張からも導かれうると指摘されている。

⁷ IFRSの日本語訳は、主にIFRS財団編（財務会計基準機構・企業会計基準委員会監訳）（2019）を参照しているが、語句の統一等を行うために、一部変更等を行っている。たとえば、Noncontrolling interestまたはNon-controlling interestについて、IFRSの和訳では「非支配持分」とされることが多いが、ここでは日本基準と整合的に「非支配株主持分」と表現している。

⁸ 過去の報告期間において、被取得企業に対する持分の価値の変動をその他の包括利益に認識している場合には、その他の包括利益に認識された金額は、取得企業が以前保有していた持分を直接処分したならば要求されたであろう基準と同じ基準で認識しなければならないとされている（FASB 2007, 48項；IASB 2008, 42項）。

業に対する支配の獲得への変化は、当該投資の性質及び投資を取り巻く経済的環境の重大な変更該当するという結論を下したとされている（FASB 2007, B384 項；IASB 2008, BC384 項）。そのうえで、当該変更は、当該投資の分類及び測定の変更を正当化するものとされている（FASB 2007, B384 項；IASB 2008, BC384 項）⁹。

この再測定差額の会計処理について、売却可能証券の評価差額の会計処理ではなく、売却可能証券の認識の中止の会計処理との整合性が、根拠として挙げられている（FASB 2007, B389 項；IASB 2008, BC389 項）¹⁰。なお、IFRS 第 3 号の反対意見において、1 人の IASB メンバー（Robert P. Garnett）の意見が示されている¹¹。そこでは、従来保有していた被取得企業に対するすべての資本持分を公正価値で再測定することの影響について、純利益ではなく、その他の包括利益の独立の内訳として認識することが主張されている（IASB 2008, DO11 項）¹²。

2.2 FASB（2007）等における従来投資の再測定の根拠

FASB（2007）等における従来投資の再測定の根拠について、山下（2018）をもとに説明する。FASB（2007）等では、上述のように、支配獲得が測定の変更の契機になることが示されており、支配概念が鍵となっていることがわかる。さらに、FASB（2007）等では、測定原則として公正価値測定原則が定められ、取得企業は、識別可能な取得資産及び引受負債を取得日公正価値で測定することが求められている（FASB 2007, 20 項；IASB 2008, 18 項）¹³。このことの理由の 1 つは、段階取得の既存の実務への批判を改善するためであるとされている（FASB 2007, B198 項 -B204 項；IASB 2008, BC199 項 -BC204 項）。そして、事業が取得企業の財務諸表に計上

される以前に発生した取引や事象に係る金額は、その財務諸表利用者にとっては目的適合的でないため、新しく取得した事業の資産又は負債を取得日現在の公正価値と被取得企業の過去の原価又は帳簿価額とが混合した金額で報告することは有用な目的に資さないという結論を下したとされている（FASB 2007, B200 項；IASB 2008, BC200 項）。このように、FASB（2007）等では、支配することとなった子会社の識別可能資産負債について、支配時点、すなわち取得日の公正価値で測定する全面時価評価法を適用することが求められている。

この取得日公正価値で測定することを求める公正価値測定原則は、識別可能資産負債にだけでなく、非支配株主持分（FASB 2007, 20 項）¹⁴、移転対価（FASB 2007, 39 項；IASB 2008, 37 項）、条件付取得対価（FASB 2007, 42 項；IASB 2008, 40 項）、および段階取得における従来投資（従来保有持分）（FASB 2007, 48 項；IASB 2008, 42 項）等といった項目にも適用されている¹⁵。また、公正価値測定原則の適用により、企業結合を実行するために取得企業に発生する費用である取得関連費用については取得原価に含めるのではなく発生時の費用とする会計処理がもたらされている（FASB 2007, 59 項；IASB 2008, 53 項）。

このように、FASB（2007）等では、従来から用いられてきている全面時価評価法、すなわち識別可能資産負債の公正価値測定から、段階取得時の従来投資の公正価値測定を含む移転対価の公正価値測定、非支配株主持分の公正価値測定等に、公正価値測定原則の適用範囲を拡張することによって、できるだけ自然な形で段階取得における従来投資の再測定等を根拠付けようとする試みが行われているように見える（山下 2018, 107）。

⁹ さらに、次のように述べられている。

支配を獲得した時点で、取得企業は被取得企業における非支配投資資産の所有者ではなくなる。現在の実務と同様に、取得企業は投資資産の会計処理を中止し、財務諸表における被取得企業の資産、負債及び営業成績の報告を開始する。実質上、取得企業は企業に対する投資資産の所有者としての地位を、当該企業（被取得企業）の資産及び負債に対する支配財務持分や被取得企業及びその経営者が当該資産を営業活動にどのように使用するかを指示する権利と交換しているのである（IASB 2008, BC384 項）。

¹⁰ より詳細には、FASB と IASB は、売却可能証券の価値の変動は、当該証券の認識の中止が行われた時に、純損益に認識されることに留意した。段階的に達成される企業結合において、取得企業は、支配を獲得した時点で、連結財務諸表において企業に対する投資資産の認識の中止を行う。したがって、両審議会は、結果として生じる利得又は損失を取得日に純損益に認識することは適切であるという結論を下したとされている（IASB 2008, BC389 項）。

¹¹ IASB メンバーという表現は、IFRS 財団編（財務会計基準機構・企業会計基準委員会監訳）（2019）に依っている。

¹² たとえば、Davis and Largay（2008）、梅原（2017）、山内（2010）、山下（2016）等でも、段階取得の再測定差額を（一定の条件のもと）その他の包括利益に認識することが提案されている。また、菊谷（2017）では、当該差額を資本剰余金に認識することが提案されている。

¹³ 差額として算定されるのれんには、公正価値測定は求められていない。

¹⁴ IASB（2008, 19 項）では、非支配株主持分は、①公正価値、または②被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定することが求められており、非支配株主持分について公正価値測定は原則となっていないといえる。

¹⁵ 公開草案では、被取得企業全体の公正価値測定が求められていた（FASB 2005, 19 項；IASB 2005, 19 項）。

3 FASB (1991) における経済的単一体説による段階取得の会計処理

上述のように、FASB (2007) 等では、支配概念に加えて、公正価値会計原則を広く採用することで、経済的単一体説を含む連結基礎概念を議論することなしに、段階取得時の従来投資の再測定を導く結果となっているように見られる。本節では、FASB (1991) における経済的単一体説と段階取得の会計処理を概観する¹⁶。

経済的単一体説を含む連結基礎概念は、一般に連結財務諸表の作成目的を決める概念といわれる¹⁷。親会社説は親会社株主に帰属する資本と利益を表示することを目的とし、経済的単一体説は非支配株主持分を含めた企業集団に帰属する資本と利益を表示することを目的とするといわれる(川本 2011 等)¹⁸。

FASB (1991) によれば、経済的単一体説は、単一の経営者によって企業集団全体が支配されている点を強調する考え方であり、連結財務諸表は単一の集団として事業活動を営んでいる法的事業体の集合体(すなわち親会社およびその子会社)について情報を提供しようとするもので、企業集団を構成するさまざまな事業体の資産、負債、収益、費用、利得および損失が、連結事業体の資産、負債、収益、費用、利得および損失となるとされている(FASB 1991, 63 項)。さらに、すべての子会社が完全所有の子会社である場合を除いて、連結事業体の純資産は、支配株主持分と非支配株主持分とに区分されるが、支配株主持分と非支配株主持分はどちらも連結事業体の所有者集団を構成するとされている(FASB 1991, 63 項)。

FASB (1991) における複数取引による支配獲得、す

なわち段階取得に関する記述においても、経済的単一体説のもとでは、経済的単一体は、子会社の「支配」を獲得するときにすべての資産および負債を取得したとみなされ、経済的単一体が「支配」を獲得すると、子会社に残っている非支配株主持分は、経済的単一体の一部における資本となるとされている(FASB 1991, 91 項)¹⁹。段階取得においても単一の取引による支配獲得と同様に、「支配」を鍵にして資産負債等の全部連結が導かれ、非支配株主持分が資本となることが示されている。

そのうえで、のれんは、子会社の鑑定評価や親会社による支払価格からの推定等の証拠から算定されることが示されている(FASB 1991, 91 項)。より具体的には、のれんは、子会社全体の公正価値とすべての識別可能資産負債の公正価値の差額として測定されるとされている(FASB 1991, 296 項)。経済的単一体説のもとでは、保有損益が認識され、経済的単一体説は親会社によって所有される子会社の株式のすべてを同様にかつ代替可能に会計処理するために、そのようなことが生じるとされている(FASB 1991, 92 項; 297 項)。このように、経済的単一体説(全部のれん方式)のもとで、段階取得においては、子会社全体の公正価値の算定に伴い従来投資の再測定が行われ、その結果、保有損益が認識されることが示されている。

ただし、経済的単一体説のもとでのれんの認識について2つの解釈があるとされている(FASB 1991, 295 項)²⁰。1つは、購入のれんのみを認識するという解釈である。当該解釈では、親会社による支払額は子会社の支配に支払われる「支配プレミアム」を含むことがあるため、企

¹⁶ 連結基礎概念と会計処理等の関係について整理・考察したものとして、FASB (1991) の他に、Baxter and Spinney (1975), Nurnberg (2001), 浅野 (2000), 上田 (2008), 小形 (2004) (2005), 川本 (2002) (2011), 黒川 (1998), 桜井 (2008), 高須 (1998), 山地 (2014) 等、多くの研究がある。

¹⁷ 連結基礎概念と会計処理等の関係を整理した代表的な文献としては、Baxter and Spinney (1975) と FASB (1991) が挙げられる。Baxter and Spinney (1975) では、資本主(所有主)説(proprietary concept), 親会社説(parent company concept), 親会社拡張説(parent company extension concept), 実体説(entity concept)の4つが示されている。FASB (1991) では、親会社説(parent company concept), 経済的単一体説(economic unit concept), 比例連結説(proportionate consolidation concept)の3つが示されている。FASB (1991) でも Baxter and Spinney (1975) でも親会社説は同じ名称であるが、FASB (1991) における経済的単一体説は Baxter and Spinney (1975) における実体説に相当し、FASB (1991) における比例連結説は Baxter and Spinney (1975) における資本主説に相当する。連結における実体概念は、古くは Moonitz (1951) で挙げられている。なお、concept は概念と訳される場合も多いが、連結基礎概念の文脈においては親会社説や経済的単一体説等が一般的な用語となっているため、さしあたり「説」で統一する。

¹⁸ この経済的単一体説は、親会社株主と子会社の非支配株主を区分しない点で、一般理論の実体説から導かれるとされる(Baxter and Spinney 1975, 35)。ただし、梅原 (2006) や佐藤 (2003) の指摘のとおり、資本と負債を区分して、資本に相当する利益を算定する点で、経済的単一体説は資本主説の範囲内にとどまっているといえる。その意味で、川本 (2011, 184) の指摘のとおり、連結基礎概念と会計主体論の1対1のつながりはないと考えられる。

¹⁹ 現行の米国基準や IFRS では、非支配株主持分は、負債の定義を満たさないため、資本とされている。非支配株主持分は、負債と資本の区分に関する論点の1つでもある(Moonitz 1960; 池田 2017; 川村 2004 等参照)。非支配株主持分に対する支払等の義務を有さないため、非支配株主持分は負債ではないとされる(Moonitz 1951, 79 等)。

²⁰ 同様に、経済的単一体説は、非支配株主に係るのれんを認識するかしないかによって、2つに分けられている文献もある(黒川 1998; 大雄 2010; 秋葉 2014 等)。論者によって、2つの分け方に関する表現は異なる。

業ののれん全体の公正価値は当該株式の（100%未満の）支配持分を購入するために支払う価格から信頼性をもって推定することができないという前提で、非支配株主持分に関するのれんを認識しないとされている（FASB 1991, 295 項）。全部ののれんの推定方法に問題があることに配慮がなされた結果といえよう。この FASB スタッフによって検討されたアプローチである経済的単一体説（購入ののれん方式）は、のれん以外の取得資産負債を経済的単一体説で会計処理して、のれんを実質的に親会社説で会計処理する（各株式取得についてののれんの購入を認識する）ハイブリッド方式であると整理されている（FASB 1991, 305 項）。この購入ののれん方式を採用場合には、段階取得時に従来投資の再測定は行われ²¹ない。

次節では、これらを踏まえて、FASB（2007）等における公正価値測定原則との関係を含めて、FASB（1991）における経済的単一体説の意義について改めて検討を行うこととする。

4 FASB（1991）における経済的単一体説と FASB（2007）等における公正価値測定

4.1 FASB（1991）における非支配株主持分への焦点と段階取得における従来投資の再測定

一般的に、経済的単一体説は、親会社説と比較される時、非支配株主持分に焦点が当てられて説明される。FASB（1991）でも、非支配株主持分は、2つの説の差異の焦点とされている（FASB 1991, 66 項）。経済的単一体説は、支配されている資産負債や損益のすべてを認識し

ようとするもので、その認識の範囲に非支配株主に帰属する部分を含めることが鍵になる。経済的単一体説に基づく段階取得における従来投資の再測定について、この非支配株主持分への焦点で説明ができるのであろうか。

段階取得における従来投資は、その測定が帳簿価額（図表1のA）による場合でも再測定差額（図表1のB）を含めた公正価値（図表1のA+B）による場合でも、親会社の投資（図表1の左側の二重枠内）に含まれるものであり、非支配株主持分に直接関連するものではない。また、資本連結にあたって、この親会社の投資とそれに対応する子会社の資本における親会社株主（支配株主）に帰属する部分が相殺消去され、子会社の資本における非支配株主に帰属する部分（図表1の右側の太枠内）が非支配株主持分に振り替えられることになるため、段階取得における従来投資は、資本連結においても非支配株主持分に関連しないように思われる。

したがって、段階取得において、非支配株主持分が生じる場合、他の会計処理等をよく説明しうる非支配株主持分への焦点からは、親会社株主に帰属するのれんに加えて非支配株主に帰属するのれんも認識することは言えても、非支配株主持分とは関連しない親会社株主に帰属する従来投資の測定については一意に定まらないように思われる。そもそも、段階取得においては、たとえば、完全子会社化を行うような場合等、非支配株主持分が生じないこともある。このように、段階取得における従来投資の問題は、単一取引による支配獲得から複数取引による支配獲得へと拡張する際に生じる問題であり、非支

図表1 経済的単一体説（全部のれん方式）のもとでの資本連結における従来投資と非支配株主持分

従来投資の 再測定差額 (B)	追加投資の 公正価値	のれん	のれん
従来投資の 超簿価額(A)		評価差額	評価差額
		資本の帳簿価額	資本の帳簿価額
親会社の投資		子会社の資本における 親会社持分	子会社の資本における非支 配株主持分

※単純化のため、さしあたり、従来投資は1回、再測定差額は正の値、取得関連費用は考慮外、のれんには支配プレミアムが存在しないこと等を想定している。

（筆者作成）

²¹ なお、Beckman（1995, 15-16）では、この段階取得における購入ののれん方式について、親会社説だけでなく、経済的単一体説を支持するとみられる金融経済学の理論や発見事項と整合的であるとされている。

図表2 取得持分範囲と支配獲得に至る取引回数による取得の分類

取得持分の範囲による分類	100%取得	100%未満取得
支配獲得に至る取引回数による分類		
一括取得（単一取引による支配獲得）	①	②
段階取得（複数取引による支配獲得）	③	④

配株主持分への焦点だけでは説明できないところがあることを示している。

4.2 FASB (1991) における経済的単一体説の支配概念と段階取得における従来投資の再測定

経済的単一体説のポイントの1つである、支配下にある企業集団全体の資産負債等をすべて認識すべきという支配概念からは、どう考えられるのであろうか。支配概念にもとづけば、支配されている資産等を非支配株主に帰属する部分も含めて全部認識するという全部連結が導かれる。具体的には、経済的単一体説のもとでは、識別可能資産負債の帳簿価額と時価評価差額、およびのれんについて、非支配株主に帰属する部分も認識することになる。単一取引による支配獲得である一括取得については、①100%一括取得（図表2の①）と②100%未満一括取得（図表2の②）において、同じように資産負債を認識することになる。この①100%一括取得と②100%未満一括取得における特徴的な差異が、非支配株主持分に現れるために、経済的単一体説と親会社説の差異についても非支配株主持分への焦点が強調されてきたと考えられる。

さらに、複数取引による支配獲得である段階取得に拡張すると、③100%段階取得（図表2の③）と④100%未満段階取得（図表2の④）においても、100%一括取得と同じように資産負債を認識することになる。③100%段階取得と④100%未満段階取得の差異は、①100%一括取得と②100%一括未満取得の差異と同様、非支配株主持分にある。しかし、③100%段階取得と①100%一括取得、または④100%未満段階取得と②100%一括未満取得の差異は、非支配株主持分の取扱いには存在しない。むしろ、それらの差異は、従来投資の取扱いにある。このように、経済的単一体説では、支配概念のもと、支配獲得時における企業集団全体の資産と負債（およびそれらの差額としての資本）が重視され、①100%一括取得をベンチマークとした整合性が求めら

れていると考えられる。

しかし、親会社説においても子会社は「支配」されている会社であり、支配概念は、親会社説と相容れないものではない。そうすると、支配概念は、連結上の資産負債等の認識の範囲、すなわち比例連結ではなく全部連結を決めているといえるものの、経済的単一体説と親会社説で異なりうる測定についてまで決めているとはいえないと思われる²²。とりわけ、識別可能資産負債ではなく、親会社株主に帰属する従来投資について、支配概念が直接、特定の測定属性を示唆しているのであろうか。

FASB (1991) における経済的単一体説では、支配概念に基づくなかで、ベンチマークとして①100%一括取得において求められる公正価値測定が、②100%未満一括取得に加えて、③100%段階取得と④100%未満段階取得においても求められることになっている。その意味で、FASB (1991) における経済的単一体説には、支配概念に加えて、暗黙裡に公正価値測定が局所的にビルトインされていたと考えられる。公正価値測定の範囲が限られているとおり、FASB (2007) での公正価値測定原則ほど明確ではなく、隠れた前提であったといえるであろう²³。たとえば、FASB (1991) では、FASB (2007) における公正価値測定原則のもとで導かれるような、取得関連費用の発生年度での全額認識は提案されていない。

4.3 FASB (2007) 等における公正価値測定原則の意味

FASB (2007) 等における公正価値測定原則は、FASB (1991) の経済的単一体説とまったく別の新しいものなのであろうか。FASB (2007) 等における公正価値測定原則は、新たに考え出された原則というよりも、FASB (1991) 等における経済的単一体説を構成する要素の1つを顕在化させたことを意味しているように思われる。識別可能資産負債等の公正価値測定等に見られた公正価値測定は、公正価値測定原則として明文化され、より広範に自律的に機能することになったということができよう²⁴。支配概念と公正価値測定原則によって、結

²² 経済的単一体説それ自体はせいぜい連結資本の範囲を決めるものでしかないという川本 (2002, 42) という指摘もある。

²³ ただし、Weygandt et al. (1994) のように、公正価値会計と表現する文献もある。

²⁴ その適用対象は、非支配株主持分 (FASB 2007, 20 項)、移転対価 (FASB 2007, 39 項; IASB 2008, 37 項)、条件付取得対価 (FASB 2007, 42 項; IASB 2008, 40 項)、および段階取得における従来投資 (従来保有持分) (FASB 2007, 48 項; IASB 2008, 42 項) などにみられる。

果的に経済的単一体説と整合的な会計処理が導かれており、経済的単一体説が不在になっている。

現在、公正価値測定は、SFAS 第 157 号「公正価値測定」(FASB 2006) 等で会計基準としてとりまとめられたように、多くの会計領域で広く活用されている。たとえば、公正価値に言及している基準等の(当時の)公表物は 60 以上あるとされている(FASB 2006, Appendix D)。しかし、米国基準において、事後の継続的な公正価値測定が求められているケースはあまり多くないとされる(大日方 2002; 米山 2011)。全面公正価値会計の問題点を含めて、公正価値測定には問題も多いといわれる(Benston 2008; Penman 2007; 福井 2011 等)。企業結合会計における公正価値測定原則は、基本的には当初測定における公正価値測定にとどまっておき、継続的な公正価値測定を求めるような全面公正価値会計の導入とみるのは難しいように思われる。

経済的単一体説を含む連結基礎概念は、連結会計における会計処理等を整理・理解するための一定の役割を果たしてきたと考えられる。基準設定においても、経済的単一体説と整合的な会計処理によって、ある程度、支配獲得時および獲得後の会計処理の単純化がもたらされ、100%取得と100%未満取得、一括取得と段階取得、およびその組み合わせについて、同じように会計処理が行われることとなっている。しかし、現状の基準設定においては、概念フレームワークによる定義に照らして非支配株主持分が負債でなく資本になることを導くことができること、支配概念や公正価値測定原則で段階取得等の会計処理を導くことができること、概念フレームワークで財務報告の目的が決まっていること等から、連結財務諸表の報告主体や作成目的の議論、さらにはそこから導かれる会計処理等の議論をわざわざ行わなくてもよい結果となっているのであろう。このように、他に代替的な説明が準備されている点で、経済的単一体説を含む連結基礎概念の議論は不要となってしまっているのかもしれない。

5 おわりに

FASB (1991) では、経済的単一体説のもとで、段階取得における従来投資の再測定が提案されていた。一方で、FASB (2007) 等では、この段階取得における従来投資の再測定は、経済的単一体説ではなく、支配と公正価値測定原則によって導かれている。本稿では、FASB (2007) と異なる根拠を採っているように見られる、FASB (1991) における経済的単一体説に基づく段階取得における従来投資の再測定の根拠を再検討し、段階取得における従来投資の再測定をめぐる FASB (1991) と

FASB (2007) 等の根拠の関係等について検討した。

まず FASB (1991) で挙げられている経済的単一体説と親会社説の差異である非支配株主持分への焦点と段階取得との関係を検討した。本稿では、経済的単一体説と親会社説の差異を表すといわれる非支配株主持分への焦点は、段階取得における従来投資の測定とは直接関係しないことを示した。むしろ、100%段階取得と100%未満段階取得において100%一括取得をベンチマークとして資産負債を認識することになる FASB (1991) の経済的単一体説は、全部連結を示唆する支配概念に加えて、暗黙裡に公正価値測定を含んでいることを指摘した。

さらに、本稿では、経済的単一体説に基づく段階取得の従来投資の再測定の検討を通じて、FASB (2007) 等の公正価値測定原則が突然出てきたものというよりも、FASB (1991) の経済的単一体説に萌芽が見られ、FASB (1991) の経済的単一体説のもとで暗黙裡に採用されていた公正価値測定が、FASB (2007) 等の公正価値測定原則としてより広範に自律的に機能することになったと考えられることを指摘した。

本稿では、段階取得における従来投資の再測定に焦点を当て、FASB (1991) における経済的単一体説と FASB (2007) 等における公正価値測定原則のもつ意味を明らかにした。段階取得における再測定の是非、再測定差額の性質、段階取得後の損益への影響に関する検討等は今後の課題としたい。

参考文献

- Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. *CA Magazine* 106 (1): 31-36.
- Beckman, J. K. 1995. The Economic Unit Approach to Consolidated Financial Statements: Support from the Financial Economics Literature. *Journal of Accounting Literature* 14: 1-23.
- Benston, G. J. 2008. The Shortcomings of Fair-value Accounting Described in SFAS 157. *Journal of Accounting and Public Policy* 27 (2): 101-114.
- Davis M. and J. A. Largay III. 2008. Consolidated Financial Statements *The CPA Journal* 78(2): 26-31.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum. *Consolidation Policy and Procedures*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2006. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 157. *Fair Value Measurement*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008.

- International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- Moonitz, M. 1951. *The Entity Theory of Consolidated Statements*. Brooklyn, NY: The Foundation Press, Inc. (片野一郎監訳・白鳥庄之助訳注. 1964.『連結財務諸表論』同文館出版.)
- Moonitz, M. 1960. The changing concept of liabilities. *Journal of Accountancy* 109(5): 41-46.
- Nurnberg, H. 2001. Minority Interest in the Consolidated Retained Earnings Statement. *Accounting Horizons* 15 (2): 119-146.
- Penman, S. H. 2007. Financial Reporting Quality: Is Fair Value a Plus or a Minus? *Accounting and Business Research Special Issue: International Accounting Policy Forum*. 33-44.
- Weygandt, J. J., Mary E. Barth; W. A. Collins, G. M. Crooch, T. J. Frecka, E. A. Imhoff, Jr., C. L. McDonald, L. Revsine, and D. G. Searfoss. 1994 Response to the FASB Discussion Memorandum "Consolidation Policy and Procedures". *Accounting Horizons* 8(2): 120-125.
- IFRS 財団編 (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳). 2019.『国際財務報告基準 (IFRS®) 基準<注釈付き> 2019』中央経済社.
- 秋葉賢一. 2014. 「経済的単一体説の展開—わが国での対応も含めて」『企業会計』66 (1) : 110-117.
- 浅野敬志. 2000. 「連結基礎概念と連結会計手続に関する諸検討」『年報経営分析研究』16: 68-75.
- 池田幸典. 2017. 『持分の会計—負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分—』中央経済社.
- 上田晋一. 2008. 「連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷—文献レビューと国際的な会計基準の動向—」『成城大学経済研究』180: 99-118.
- 梅原秀継. 2006. 「会計主体と株主持分—一般理論および連結基礎概念の適用をめぐる—」『会計』169 (4) : 13-28.
- 梅原秀継. 2017. 「企業結合会計の理論的課題—日本基準における支配概念をめぐる—」『会計』191 (4) : 15-25.
- 大雄智. 2010. 「二つの経済的単一体説」『会計』177 (4) : 75-89.
- 大雄智. 2018. 「企業結合会計基準・連結会計基準の特徴と限界」日本会計研究学会特別委員会 (齋藤真哉委員長)『企業会計制度設計に関する総合的研究 (最終報告)』221-233.
- 小形健介. 2004. 「連結基礎概念の意義に関する史的アプローチ」『長崎県立大学論集』38 (3) : 71-93.
- 小形健介. 2005. 「連結基礎概念展開の帰結—Baxter = Spinneyの親会社拡張概念に焦点を当てて—」『長崎県立大学論集』38 (4) : 101-119.
- 大日方隆. 2002. 「キャッシュフローの配分と評価」齋藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社. 185-248.
- 川村義則. 2004. 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』23 (2) : 73-103.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 川本淳. 2009. 「少数株主持分の性質と測定」『会計』176 (2) : 180-192.
- 川本淳. 2011. 「エンティティーと持分」齋藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 165-195.
- 企業会計基準委員会. 2008a. 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008b. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2019. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 菊谷正人. 2017. 「企業結合会計・連結会計における課題」『会計』191 (4) : 1-14.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 小阪敬志. 2014. 「段階取得に係る損益の経済的影響」『政経研究』51 (2) : 113-142.
- 斎藤静樹. 2019. 『会計基準の研究<新訂版>』中央経済社.
- 桜井久勝. 2008. 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』60 (1) : 65-72.
- 佐藤信彦. 2003. 「少数株主持分の性格—会計主体との関連を中心にして」『企業会計』55 (7) : 48-54.
- 澤井康毅. 2018. 「事前投資の理論を踏まえた段階取得の会計処理」『三田商学研究』61 (1) : 61-75.
- 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所. 1-70.
- 田中建二. 2016. 「段階取得等に関する会計処理の批判的検討—ソフトバンクグループの事例を中心に—」『会計』190 (4) : 1-15.
- 田中建二. 2017. 「段階取得等に関する会計処理再考」『会計』192 (6) : 1-15.
- 辻山栄子. 2013. 「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム—」『早稲田商学』434: 163-194.
- Pacter, P・小野行雄. 1993. 「FASB プロジェクト・コンサルタント ポール・バクター教授に聞く」『JICPA ジャーナル』460: 53-64.
- 福井義高. 2011. 「公正価値会計の経済的帰結」『金融研究』30 (3) : 19-71.
- 向伊知郎. 2008. 「連結基礎概念からみた企業結合会計の論点—のれんと少数株主持分の当初測定を中心に—」『企業会計』60 (6) : 25-33.
- 山内暁. 2010. 『爰簾の会計』中央経済社.
- 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系 現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.
- 山下奨. 2009. 「持分の段階取得と収益認識」『商学研究科紀要』68: 187-205.
- 山下奨. 2016. 「段階取得における従来投資の再測定と利益計算」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』22: 103-116.
- 山下奨. 2017. 「資産負債アプローチによる経済的単一体説の代替可能性とその示唆—FASBとIASBの基準設定における連結基礎概念の不在をめぐる—」『会計』191 (5) : 54-66.
- 山下奨. 2018. 「段階取得時の再測定の根拠の変化とその示唆」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』25: 101-112.
- 米山正樹. 2011. 「配分と評価」齋藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 285-334.